

令和4年度沼津市モビリティ・マネジメント教材作成業務委託 公募仕様書

本仕様書は、下記の委託業務を実施するにあたり、必要な事項を定める。

1 業務委託名

令和4年度沼津市モビリティ・マネジメント教材作成業務委託

2 業務目的

本市では、渋滞や環境、あるいは個人の健康等の問題に配慮して、過度に自動車に頼る状態から公共交通や自転車などを賢く使う方法へと自発的に転換することを促す、市民や様々な組織・地域を対象としたコミュニケーションを中心とした取組である「モビリティ・マネジメント」を推進すべく、市の出前講座等を活用し、モビリティ・マネジメント教育を実施している。

本業務は、モビリティ・マネジメント教育の実施にあたり、受講者の知識をより深めることを目的とし、講座受講者向けのモビリティ・マネジメント教材の企画・作成を実施するものである。

3 履行期間

契約締結日から令和4年11月30日（水）まで

4 業務内容

(1) パンフレット作成

- ・対象は、小学校低学年用及び中学生以上用とし、各対象用の2種類を作成する。
- ・2の業務目的を踏まえ、公共交通の役割や重要性について理解を深め、公共交通の利用促進を図ることを目的とし、モビリティ・マネジメント教育に適したパンフレット内容を企画すること。
- ・交通渋滞、環境問題、健康面など複数の視点から、公共交通を利用することのメリットを伝える内容とすること。
- ・中学生以上用には、本市のまちづくりにおける公共交通のあり方について学べる内容を含めること。
- ・公共交通に関するデータや調査結果等を掲載する場合には、受託者が引用可能なデータを取得すること。
- ・写真やイラスト等を使用する場合、掲載依頼及び許可取得が生じた際については、原則として受託者が行うこと。
- ・表紙のデザイン及びパンフレットのタイトルについても企画すること。
- ・対象者に公共交通について関心を持ってもらえるよう、わかりやすい表現やデザイン（レイアウト、配色、イラスト等）とすること。

(2) パンフレットの印刷・製本

- ① 作成部数 小学校低学年用 1,000 部
中学生以上用 1,000 部
- ② 規格 B 5 又は A 5 縦判 (中綴じ)、両面フルカラー、ライトスタッフ 110kg、
20 ページ以内を想定している。
(業務打合せにおいて、協議を行い規格を決定する。)
- ③ 納入場所 委託者が指定する場所

5 校正

校正は 5 回程度とし、掲載内容の詳細については随時委託者と打合せを行うこと。

6 関連業務委託

モビリティ・マネジメントは専門性が高いことから、本業務の監修を行う下記業務委託を別途契約予定である。

受託者は、打ち合わせや校正会議に参加し、指導や助言に基づき、よりよいパンフレットの作成に努めること。

業務名：令和 4 年度沼津市モビリティ・マネジメント教材監修業務委託

受託者：筑波大学大学院システム情報系教授 谷口綾子氏

7 成果物

- ① パンフレット (小学校低学年用) 1,000 部
(中学生以上用) 1,000 部
- ② パンフレット PDF データ 1 式
JPEG データ 1 式
レイアウトデータ 1 式
イラスト、写真等の画像データ 1 式
- ③ 業務報告書

8 成果物等の帰属

(1) 受託者は、本業務により撮影した写真、作成したイラスト・図表を含むすべての成果物の著作権 (著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。) を委託者へ譲渡するものとし、成果物の著作権及び使用権は委託者に帰属するものとする。

(2) 受託者は、委託者が成果物を使用するにあたって著作者人格権を行使しないものとする。

9 その他

(1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。

- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、沼津市個人情報保護条例（平成 12 年条例第 38 号）及び個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議のうえ定めるものとする。
- (5) 受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。